



2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人からその概算額の前渡しを受け、確定後これを精算します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当社の一方は、貨金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

#### (運賃、料金等の支払方法)

第一十四条 当社は、運賃、料金等については、利用運送の引受けをしたときに荷送人から申し受けます。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人からその概算額の前渡しを受け、確定後これを精算します。

3 当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を着払とすることを認めることがあります。ただし、貨物の価額が運賃、料金等を担保するに足りないものについては、着払の取扱いをいたしません。

#### (積込料又は取卸料)

第一十五条 当社は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を收受します。

#### (待機時間料)

第一十七条 当社は、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等にあっては、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、当該期日の翌日から支払をした日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で延滞料を申し受けます。

#### (特別費用)

第十八条 当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当社は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失が一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を收受します。

#### (運賃請求権)

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。

1 前項の中止手数料により荷送人又は配達先を変更したとき。

2 第三十三条第一項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第一項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。

3 その他当社が特別の負担をしたとき。

#### (中止手数料)

第三十条 当社は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が、利用運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

1 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の二十ペーセント以内

2 利用運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の三十ペーセント以内

3 利用運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該利用運送引受書に記載した運賃、料金等の五十ペーセント以内

#### (運賃、料金等の払戻しと追徴)

第三十二条 当社は、前条第一項の処分に応じた場合は、その処分に応じて鉄道運送事業者等の定めた約款その他の規則に準じて、運賃、料金等の払戻しをし、又は追徴金を申し受けます。

2 前項の処分において、当社に付した荷送人の指図がないときは、又は荷送人の指図をまつとまかないと認められたときは、荷送人の利益のために、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。

3 当社は、第一項の規定にかかるとおり、運輸上の支障が生じるおそれがあると認める場合には、指図に応じないことがあります。

5 前項の規定により運送経路又は運送方法を変更したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

#### (運送経路等の変更)

第三十三条 当社は、天災その他やむを得ない事由により、当初の運送経路又は運送方法によることができなくなつたときは、その処理について期限を定めて荷送人の指図を催告します。

2 前項の処分において、当社に付した荷送人の指図がないときは、又は荷送人の指図をまつとまかないと認められたときは、荷送人の利益のために、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。

3 当社は、第一項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3 第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

#### (貴重品についての特則)

第三十六条 当社は、第十一条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、その減失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しません。

1 利用運送契約の締結の当时、貨物が貴重品であることを当社が知っていたとき。

2 前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の減失、損傷については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関し通常払うべき注意義務を尽したことを証明したときは、当社に付した損害賠償の請求をしようとする者は、当社が運送を委託した者がその貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

3 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

#### (荷送人の申告等の責任)

第三十七条 当社は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、利用運送申込書の記載により又は荷送人の申告により利用運送引受書に品名、数量及び価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

当社は、「鉄道貨物運送」の「第二種貨物利用運送業者」です。

- ・業務の範囲
  - ①一般事業
  - ②鉄道貨物運送の種類：コンテナ輸送
  - ③特殊な分野の鉄道貨物輸送に限って事業を行わない

第三十九条 当社は、次の事由による貨物の滅失、損傷又は延着については、損害賠償の責任を負いません。

第三十八条 当社は、利用運送申込書又は外装表示若しくは荷札における記載が、不実、不正確又は不完

全であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当社が損害を被つたときは、荷送人がその責任を負うものとします。

1 荷送人又は荷受人の故意、過失、貨物のきず、自然の消耗、虫食、鼠害

2 前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3 第一項の場合において、貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

4 同盟罷業、同盟意業、暴動、政治的又は社会的騒擾その他の事変、強盗

5 不可抗力による火災、風水害等

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開港、没収、抑留又は第三者への引渡し

第四十条 (免責)

当社が責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額を限度として賠償します。

1 荷送人又は荷受人の故意、過失、貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

2 前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3 第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

4 当社が責任を負う事由により貨物が延滞した場合の損害賠償の額は、特約のある場合を除き、運賃、料金等の総額を限度とします。

5 当社が責任を負う事由により貨物が滅失、損傷又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開港、没収、抑留又は第三者への引渡し

第四十一条 (損害賠償額)

当社が責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額を限度として賠償します。

1 荷送人又は荷受人の故意、過失、貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

2 前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3 第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

4 当社が責任を負う事由により貨物が滅失、損傷又は延滞したときは、一切の損害を賠償します。

5 当社が責任を負う事由により貨物が滅失、損傷又は延滞したときは、一切の損害を賠償します。

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開港、没収、抑留又は第三者への引渡し

第四十二条 (損害賠償額)

当社が責任を負う事由により貨物が滅失又は損傷した場合は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額を限度として賠償します。

1 荷送人又は荷受人の故意、過失、貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

2 前項の場合において、滅失又は損傷のため支払うことを要しない運賃その他の費用は、賠償額より控除します。

3 第一項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

4 当社が責任を負う事由により貨物が滅失、損傷又は延滞したときは、一切の損害を賠償します。

5 当社が責任を負う事由により貨物が滅失、損傷又は延滞したときは、一切の損害を賠償します。

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開港、没収、抑留又は第三者への引渡し

第四十三条 (当社の責任)

当社の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡し

がされたべき日）から一年以内に裁判所の請求がされないとときは、消滅します。

2 前項の場合は、貨物の滅失、損傷又は延滞による損害が発生した後に限り、合意により、延長す

ることができます。

3 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

4 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該貨物の引渡し

がされたとき、荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

5 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

6 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

7 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

8 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

9 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

10 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

11 荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が

発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を発したときは、荷送人にに対する当社の

【第二種利用運送事業・鉄道】

1. 利用運送の区域または区間、及び貨物の集配の拠点

拠点駅	仕向駅	拠点駅	仕向駅
札幌貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道株の 貨物取扱駅	金沢貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道株 の貨物取扱駅
苫小牧貨物駅		多治見駅	
富良野駅		岐阜貨物ターミナル駅	
東青森駅		名古屋貨物ターミナル駅	
仙台貨物ターミナル駅		豊橋駅	
岩沼駅		四日市駅	
盛岡貨物ターミナル駅		富山貨物駅	
秋田貨物駅		京都貨物駅	
郡山貨物ターミナル駅		吹田貨物ターミナル駅	
新潟貨物ターミナル駅		大阪貨物ターミナル駅	
南長岡駅		百済貨物ターミナル駅	
矢板駅		安治川口駅	
宇都宮貨物ターミナル駅		岡山貨物ターミナル駅	
倉賀野駅		東水島駅	
越谷貨物ターミナル駅		東福山駅	
土浦駅		広島貨物ターミナル駅	
水戸駅		宇部駅	
新座貨物ターミナル駅		新南陽駅	
東京貨物ターミナル駅		伯耆大山駅	
隅田川駅		高松貨物ターミナル駅	
八王子駅		松山貨物駅	
千葉貨物駅		北九州貨物ターミナル駅	
横浜羽沢駅		福岡貨物ターミナル駅	
相模貨物駅		鳥栖貨物ターミナル駅	
竜王駅		鍋島駅	
北長野駅		長崎駅	
南松本駅		鹿児島貨物ターミナル駅	
沼津駅		西大分駅	
静岡貨物駅		熊本駅	
西浜松駅		八代駅	
南福井駅			

※仙台貨物ターミナル駅は山形コンテナ代行基地を経由する貨物運送に関する集配も行う事ができる。

※宇都宮貨物ターミナル駅は羽生コンテナ代行基地を経由する貨物運送に関する集配も行う事ができる。

※名古屋貨物ターミナル駅は刈谷コンテナ代行基地を経由する貨物運送に関する集配も行う事ができる。

※高松貨物ターミナル駅は高知コンテナ代行基地、徳島コンテナ代行基地を経由する貨物運送に関する集配も行う事ができる。

※南福井駅は敦賀港コンテナ代行基地を経由する貨物運送に関する集配も行うことができる。

以 上